

## 知立市観光協会ホームページ広告掲載要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、知立市観光協会ホームページ(以下「協会ホームページ」という。)に広告を掲載する手続等について、知立市観光協会広告掲載要綱(平成26年1月15日施行。以下「要綱」という)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「広告」とは、文字又は画像で表示された情報及び掲載の承諾を受けた者(以下「広告主」という。)の指定するホームページにリンクするものをいう。

### (広告の種類)

第3条 協会ホームページに掲載する広告は、バナー広告及び記事広告とする。

### (広告の位置及び枠数)

第4条 広告を掲載する位置及び枠数は、知立市長(以下「市長」という。)が別に定める。

### (広告の規格)

第5条 バナー広告の規格は、原則として次のとおりとする。

大きさ	縦40ピクセル×横150ピクセル
形式	G I F (アニメ不可、透過G I F不可)・J P E G・P N G
データ容量	5KB以下
その他	画像のスライス(分割)不可

2 記事広告の規格は、原則として次のとおりとする。

カテゴリー	知立市のグルメ情報・名物特産品・宿泊施設・知立市再発見
画像	縦450ピクセル×横600ピクセル 5枚以内
画像形式	G I F (アニメ不可、透過G I F不可)・J P E G・P N G
掲載内容	おすすめポイント、住所、電話番号、営業時間、定休日 キャンペーンとクーポン、お店の紹介、リンク先URL

### (広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、1月を単位とし、広告主が指定することができる。ただし、年度を越える期間を指定することはできないものとする。

### (広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、別表のとおりとする。

- 2 広告掲載料は、月額とし、掲載期間が1月未満の場合は1月として計算する。ただし、4月から翌年3月までの12月を指定して掲載する場合は、年額とする。
- 3 広告主は、広告掲載料を市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第8条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により、広告掲載が不可能となったときは、この限りではない。

2 前項の規定により還付する広告掲載料は、掲載を取り消した日の属する月の翌月以後の納付済月額とする。

3 第1項の規定により還付する広告掲載料には、利子は付さない。

(広告の募集)

第9条 広告の募集は、協会ホームページ、知立市ホームページ及び広報ちりゅうで行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第10条 協会ホームページへの広告掲載希望者は、広告掲載申込書(様式第1。以下「申込書」という。)に広告案を添えて、市長が指定する期間内に申し込むものとする。

2 市長は、必要に応じて、掲載に関する資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の決定等)

第11条 市長は、前条の申込みがあったときは、広告掲載希望者及び広告内容を審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 前項の審査により適合と認められた広告掲載希望者の数が広告の募集枠数を超えるときは、継続して掲載する期間が長いものから順次に決定するものとする。

3 前項の規定によっても決定しないときは、抽選により決定する。

4 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について広告掲載(不掲載)決定通知書(様式第2)により広告掲載希望者に通知するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第12条 広告主は、広告原稿を指定する期日までに、市長に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担において作成するものとする。

3 市長は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容、デザイン又はリンク先のホームページ内容等が各種法令に違反し、若しくは違反するおそれがあり、又は要綱若しくはこの要領に抵触すると認める場合は、広告主に対し、広告内容の修正を求めることができる。

(広告内容等の変更)

第13条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載申込内容変更届(様式第3)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 広告を差し替えるとき。

(2) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。

(3) 前2号に規定するもののほか、申込書又は添付書類の記載内容に変更があったと

き。

- 2 市長は、前項の規定により広告掲載申込内容変更届が提出された場合は、第11条第1項の規定の例により審査し、変更の可否を決定するものとする。
- 3 市長は、内容変更の可否を決定したときは、その結果について広告掲載申込内容変更決定通知書（様式第4）により広告主に通知するものとする。

（広告掲載の取消し）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他何らの手続をすることなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が第7条第3項の期日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (2) 広告主が第12条第1項の期日までに広告原稿を提出しないとき。
- (3) 広告主が第12条第3項の規定により求められた広告内容の修正を行わないとき。
- (4) その他協会ホームページへの広告掲載が適当でないと市長が判断したとき。

- 2 前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、広告掲載取消通知書（様式第5）により、当該広告主に通知するものとする。

（広告掲載の取下げ）

第15条 広告主は、自己都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により市長に申し出なければならない。

（会長への通知）

第16条 市長は、第11条による広告掲載、第13条による広告内容等の変更及び第14条による広告掲載の取消しについて決定した場合は、速やかに知立市観光協会会長（以下「会長」という。）に報告するものとする。

（委任）

第17条 この要領に定めるもののほか、広告を掲載する手続等に関し必要な事項は市長が定める。

## 附 則

- 1 この要領は、平成26年2月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日から平成26年3月31日までの間に掲載する広告に係る広告掲載料は、第7条及び別表の規定にかかわらず、無料とする。

別表（第7条関係）

広告の種類	広告掲載料（月額）	広告掲載料（年額）
バナー広告	1枠 3,000円	1枠 30,000円
記事広告	1枠 1,000円	1枠 10,000円

様式第1（第10条関係）

## 広告掲載申込書

平成 年 月 日

（あて先）知立市長

申込者 住所 \_\_\_\_\_

氏名（法人名） \_\_\_\_\_ 印

担当者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

FAX番号 \_\_\_\_\_

知立市観光協会ホームページ広告掲載要領第10条の規定に基づき、広告案を添えて、次のとおり申込みます

広告の種類	<input type="checkbox"/> バナー広告 <input type="checkbox"/> 記事広告
バナー広告の内容	店名： 業務内容： 自社のHPへのリンク先URL： 自社のHP内容： ※広告図案及びその画像ファイルを添付してください。
記事広告の内容	※掲載内容記載様式に記入してください。
掲載する広告媒体名	媒体名：知立市観光協会ホームページ リンク先URL： <a href="http://www.chiryu-kanko.com/">http://www.chiryu-kanko.com/</a>
掲載希望期間	（  か月間） 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
備考	

様式第1-2 (第10条関係)

記事広告掲載内容記載様式

おすすめポイント	
住所	知立市
電話番号	
営業時間	
定休日	
キャンペーンとクーポン	
お店の紹介	
リンク先URL	http://

様式第2（第11条関係）

第 号  
年 月 日

〇〇〇〇 様

知立市長

## 広告掲載（不掲載）決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました知立市観光協会ホームページへの広告掲載については、下記のとおり決定しましたので通知します。

### 記

#### 1 掲載します。

(1) 広告掲載内容  
別添のとおり

(2) 広告掲載期間  
年 月 日～ 年 月 日

(3) 広告掲載料  
円

(4) 広告掲載料の納入  
年 月 日までに同封の納付書により、指定の場所でお支払いください。

(5) 広告掲載条件  
知立市広告掲載基準及び知立市観光協会ホームページ広告掲載要領に従ってください。

#### 2 掲載しません。

理由：

- (1) 法令、条例又は規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝及び人材募集に類するもの
- (4) 市が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (5) 誇大表示、不当表示その他表現方法が不適切なもの
- (6) その他

( )

様式第3（第13条関係）

## 広告掲載申込内容変更届

平成 年 月 日

（あて先）知立市長

申込者 住所 \_\_\_\_\_

氏名（法人名） \_\_\_\_\_ 印

担当者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

FAX番号 \_\_\_\_\_

知立市観光協会ホームページ広告掲載要領第13条の規定に基づき、次のとおり変更したいので届け出ます。

広告の種類	<input type="checkbox"/> バナー広告 <input type="checkbox"/> 記事広告
広告の内容	<input type="checkbox"/> 店名： <input type="checkbox"/> 業務内容： <input type="checkbox"/> 自社のHPへのリンク先URL： <input type="checkbox"/> 自社のHP内容： <input type="checkbox"/> バナー広告（GIF又はJPEG形式にて添付してください） <input type="checkbox"/> 記事広告（掲載内容記載様式を添付してください）
備考	

様式第4（第13条関係）

第 号  
年 月 日

様

知立市長

### 広告掲載申込内容変更決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました知立市観光協会ホームページ広告掲載申込内容の変更については、下記のとおり決定しましたので通知します。

#### 記

1 承認します。

(1) 広告掲載内容  
別添のとおり

(2) 広告掲載期間  
年 月 日～ 年 月 日

(3) 広告掲載条件

知立市広告掲載基準及び知立市観光協会ホームページ広告掲載要領に従ってください。

2 承認しません。

理由：

- (1) 法令、条例又は規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝及び人材募集に類するもの
- (4) 市が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (5) 誇大表示、不当表示その他表現方法が不適切なもの
- (6) その他

( )



様式第5（第14条関係）

第 号  
年 月 日

様

知立市長

## 広告掲載取消決定通知書

年 月 日付けで広告掲載決定しました知立市観光協会ホームページへの広告掲載については、下記のとおり取り消すこととしましたので通知します。

記

### 1 取消しの対象となった広告

(1) 広告掲載内容  
別添のとおり

(2) 広告掲載期間  
年 月 日～ 年 月 日

### 2 取消しとなった理由

知立市観光協会ホームページ広告掲載要領第14条第1項第 号に該当するため。